

**あおもり10市大祭典 in 黒石併催自主イベント実施業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**第1 募集の内容**

**1 業務名**

あおもり10市大祭典 in 黒石併催自主イベント実施業務

**2 業務内容**

別添「仕様書」のとおり

**3 業務期間**

契約締結日の翌日から令和6年12月27日（金）まで

なお、「あおもり10市大祭典 in 黒石」は令和6年9月28日（土）、9月29日（日）の  
両日開催を予定している。

**4 委託費の上限**

委託費総額8,750,000円（消費税及び地方消費税込み）以内

**第2 プロポーザルに係る事項**

**1 プロポーザル参加要件**

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たす者とします。

- (1) 参加申込書の提出日時時点で令和6年度黒石市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。なおこの登録に係る申請は随時受付を行っているが書類等の確認等に日数を要する場合がありますので注意すること。
- (2) 事業目的達成のために必要な企画・立案・実施に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人格を有し、かつ本事業委託内容を十分理解した上で業務を円滑に遂行できること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう）もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）、暴力団もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

## 2 企画提案書の作成

以下の（１）及び（２）の項目について、企画提案書を作成してください。なお、企画提案書は様式３のとおりとし、日本産業規格Ａ４（一部Ａ３版資料折込使用可）とします。また、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

### （１）業務の実施計画

業務の実施計画に記載する内容は次のとおりとする。

- ア 黒石市横町及び黒石市前町を会場とする自主イベントの企画及び実施
- イ 黒石市緑町一丁目の旧生協跡地を会場とする自主イベントの企画及び実施
- ウ イベント会場及び準備用地の確保
- エ 案内看板の設置
- オ 使用施設の適正管理

### （２）業務の実施体制

- ア 本業務に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）
- イ 業務の実施体制
- ウ 業務実施責任者の知識・経験・資格等

## 3 プロポーザルの手続等

### （１）スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表日	令和6年5月10日（金）
プロポーザル参加申込受付	令和6年5月10日（金）～令和6年5月16日（木）
質問の受付	令和6年5月10日（金）～令和6年5月16日（木）
質問への回答	令和6年5月17日（金）
参加資格審査結果通知	令和6年5月17日（金）
企画提案書受付	令和6年5月20日（月）～令和6年5月29日（水）
企画提案競技審査会	令和6年5月31日（金）
審査結果の通知発送・ホームページ公表	令和6年6月上旬

### （２）実施要領等の公表

- ア 公表日 令和6年5月10日（金）
- イ 配布方法 実施要領等は、黒石市ホームページにデータを掲載します。紙での配布は行いませんので、各参加者はダウンロードの上ご対応ください。

### （３）参加申込受付

- ア 受付期間 令和6年5月10日（金）～令和6年5月16日（木）まで  
午前8時15分から午後5時まで  
（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）
- イ 提出方法 観光課まで持参又は郵送により提出してください。  
持参による受付は、平日の午前8時15分から午後5時までとし

ます。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし期間内必着で提出してください。

- ウ 結果通知 令和6年5月17日（金）  
参加資格審査結果通知はメールでお知らせするとともに郵送でも通知します。
- エ その他 参加申込書を提出後、辞退をする場合は速やかに辞退届（任意様式）を観光課に持参又は郵送により提出してください。

（4）質問の受付

- ア 受付期間 令和6年5月10日（金）から5月16日（木）  
午後5時まで
- イ 提出方法 質問は、様式2により電子メール又はFAXで提出してください。  
\*提出後は、下記提出先に到達確認の電話をしてください。
- ウ 提出先 黒石市商工観光部観光課  
TEL 0172-52-2111（内線647）  
FAX 0172-52-6191  
E-mail kankoushinkou@city.kuroishi.aomori.jp
- エ 回答期日 令和6年5月17日（金）
- オ 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、応募者全員に対し、質問内容とともにメールで送付します。

（5）企画提案書受付

- ア 受付期間 令和6年5月20日（月）から5月29日（水）  
午後5時まで
- イ 提出書類、提出部数  
（ア）企画提案書：様式3（様式3を先頭にA4用紙20枚以内とし、縦書き横書きは任意とする。）  
（イ）見積書：様式任意（ただし、仕様書記載の業務内容1から5に要する費用の内訳がわかる内容であること）  
（ウ）法人等概要書：様式4
- ウ 提出部数 正本1部、副本7部及びPDFデータをDVD又はCDに格納したもの1部  
\*正本、副本とも同様の記載内容にすること。様式3への押印は正本のみとする。
- エ 提出方法 観光課まで持参又は郵送により提出してください。  
持参による受付は、平日の午前8時15分から午後5時までとします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし期間内必着で提出してください。
- オ その他 黒石市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、企画提案競技審査会では、提出された企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施します。

(6) 参加に際しての留意事項

ア 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- (ア) 企画提案競技審査会構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (イ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (ウ) 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (エ) 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- (オ) 実施要領に反すると認められる場合
- (カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

ウ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

エ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

オ 提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

カ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

キ 費用負担

企画提案書の作成、提出等に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

ク その他

- (ア) 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。
- (イ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、企画提案競技審査会開催日前日までに、辞退届（任意様式）を観光課に持参又は郵送により提出してください。持参による受付は、平日の午前8時15分から午後5時までとします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし期間内必着で提出してください。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書には見積もった税抜金額、当該金額の100分の10に相当する消費税額、税抜金額に消費税額を加算した金額を記載してください。

イ 業務完了後、受注者の財産となる性質の経費（機材の購入費や消耗品の範疇を逸脱した物品の購入費）については、委託費に含まれません。（レンタル料等の経費

は必要に応じて計上してください。)

ウ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11-1

黒石市商工観光部観光課 (黒石市産業会館3階)

TEL 0172-52-2111 (内線647)

FAX 0172-52-6191

E-mail kankoushinkou@city.kuroishi.aomori.jp

### 第3 選定に関する事項

#### 1 評価方法

評価は、黒石市が定める委員により組織された「あおもり10市大祭典 in 黒石併催自主イベント実施業務企画提案競技審査会」が行います。

なお、選定に当たっては、評価項目に沿って提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を企画提案競技審査会構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

#### 2 企画提案競技審査会

(1) 開催日時及び場所

令和6年5月31日(金)

なお、開催日時及び場所の詳細については、参加資格審査結果通知時にお知らせいたします。

(2) 企画提案の所要時間(1提案者あたり)

プレゼンテーション30分以内

企画提案競技審査会構成員からの質疑10分程度

(3) 注意事項

ア 企画提案競技審査会への出席は4名までとします。

イ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

ウ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としません。

エ プレゼンテーションは提出された企画提案書を使用して行うものとします。

#### 3 評価項目及び評価基準

別表のとおり

#### 4 最優秀提案者の選定

(1) 評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案競技審査会構成員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者とします。

(2) 同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提

案者を最優秀提案者とします。

- (3) 提案者が1者のみの場合、評価の結果、基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合は、事業を実施するときには再度公募を実施します。

## 5 選定結果の通知

選定結果の下記項目について、速やかに参加者全員に文書にて通知します。

- ア 最優秀提案者の名称
- イ 全提案者の評価点
- ウ 最優秀提案者の選定理由
- エ その他、最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

## 第4 契約についての留意事項

### 1 契約方法

市は選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、市と優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において評価点が次に高い提案者と協議を行います。

### 2 契約保証金

黒石市契約規則（平成29年5月2日規則第25号）第37条に規定のとおりとします。

## 第5 業務の適正な実施に関する事項

### 1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

### 2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

### 3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、黒石市個人情報保護条例（平成17年3月18日条例第3号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

### 4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

## 第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

黒石市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、黒石市は契約の取消しができます。この場合、黒石市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、黒石市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

## 第7 問い合わせ先

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町1 1-1

黒石市商工観光部観光課 (黒石市産業会館3階)

TEL 0172-52-2111 (内線 647)

FAX 0172-52-6191

E-mail [kankoushinkou@city.kuroishi.aomori.jp](mailto:kankoushinkou@city.kuroishi.aomori.jp)